

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子が大麻容疑で 逮捕されてしまいました

A
**弁護士に依頼して事実関係を明らかに。
息子さんと話し合って、問題解決を。**

Q

私は長年アパレル関係の会社を経営していて、不況にもかかわらず、順調にやっています。専業主婦の妻とは夫婦仲も良く、娘と息子に恵まれました。

娘は大学で知り合った男性と結婚をして一女が生まれ、息子は一浪しましたが大学に入り、現在、大学三年生です。いずれは私の会社に入らせ、できれば跡を継がせたいと考えていたところでした。

ところが、まさに青天の霹靂なのですが、息子が大麻取締法違反容疑で警察に逮捕されてしまったのです。なんでも友達のマンションにいるときに、警察の一斉手入れが入って、その場に

いた者がみな逮捕されてしまったというのです。

息子は自分はやっていない、巻き込まれただけだと言い、私も

妻も息子の言葉を信じてはいませんが、こんなことは初めてで、私も妻も一体どうすればよいのか分かりません。



とにかくすぐに弁護士に依頼しましょう。

大麻取締法違反容疑で逮捕されたということですが、大麻の場合には覚せい剤などと違つて、使用そのものを処罰する規定はないのです。ですから容疑としては大麻を所持していたか、譲り受けたか譲り渡したかのどちらかで、そのどちらであるかがとても重要です。

もし逮捕時に実際に手に持つてたり身につけていたりすれば、よほど少量でない限りは所持罪として起訴されると思います。昨今当局は薬物事犯にはきわめて厳しく対処しているので、初犯でも起訴猶予（不起訴）にすることはあります。

反対に、容疑事実が誰から大麻を譲り受けたか誰かに譲り渡したかだとすれば、立証はその相手の供述次第なので、あるいは証拠不十分として不起訴になるかもしれません。ただ、まもなく御自宅にも警察が捜索差押え令状を持ってくるはずで、自宅で大麻が見つかれば、これまで大麻がない限り（つまり

一回の吸引にも満たない量でない限り）所持罪が別に成立してしまいます。

いずれにしてもすぐに弁護士に留置場に行つてもらい息子さんはから事情を詳しく聞いてもらいましょう。薬物事犯で共犯關係多数なので、すぐに接見禁止処分がつき、弁護士しか会えないくなります。

息子さんの身柄の拘束期間は、逮捕後48時間以内に送検されて、10日間の勾留がつき、そのまま警察の留置場にいます。そのあと恐らくは10日間勾留が延長されると思われます。

起訴された後は保釈金を払つて保釈を認めもらうことが可能になります。これは出頭確保の担保金で、判決が出れば戻つてきます。初犯なので執行猶予はつきますが、問題は大学の退学処分を恐らくは免れないのであります。加えて、前科がつくことであつとうな就職口が難しくなるであろうということです。

今はそんな状況ではないでしょうが、親御さんとして今後大事なことは、こうした交友関係に

陥つてしまつた息子さんの問題に正面から向き合わないといけないということです。一見恵まれた環境にあるはずの息子さんですが、心のどこかにぽつかり隙間があつて、彼らということで癒されるのではないか。息子さんの生き甲斐は何で、人生で何がやりたくて、どんな趣味を持つているのか。この事件をきっかけに、その根本の問題にきちんと対処しなければいけません。そのためには、まず一度は息子さんと面談して、彼の心の内を理解する必要があります。

大麻や覚せい剤、麻薬（ヘロインやコカイン）など薬物の再犯率が高いこと、それが身体ばかりか精神的に薬物に依存してしまうからです。生きていると誰しもストレスを抱えますが、その解消法を趣味や家族関係ではなく、薬物やそれに関わる人間関係で紛らわせようとすることが薬物依存の大きな理由になってしまいます。

この事件がひとまず終われば、ぜひ息子さんと胸襟を開いて話合つてください。